

事業 優先順位		2	細事業：高額医療合算介護予防サービス費給付					整理 番号	02	
目 的		要支援被保険者が日常生活を営むことができるよう、必要な介護予防サービス及び医療に要した費用の合計額が高額になったときに費用負担の軽減を行う。								
目 標		要支援・要介護状態となった被保険者の介護保険サービス及び医療の費用負担の軽減を行う。								
事業 実施主体		直 営	事業開始 年 度	平成21年度	根拠 法令	介護保険法第61条の2				
事業費・財源				平成24年度	比 較	コスト情報・従事職員数			平成24年度	比 較
	事業費（決算額）（千円）			35			総コスト（千円）		908	
	財源内訳	一般財源		13			内 訳	事業費	35	
		国府支出金		12				人件費	873	
		地方債		0				公債費	0	
		支払基金交付金		10				一人あたり（円）	8	
				0				世帯あたり（円）	19	
				0			参 考	職員数（人）	0.11	
				0				再任用職員数（人）	0.00	
今後の方向性		該当者に対する申請勧奨及び支給を適切に行っていく。								
評 価	妥当性	効率性	有効性	対象者	40歳以上65歳未満の特定疾病を起因とした要支援被保険者及び65歳以上の要支援被保険者					
	A	A	B							



細事業：高額医療合算介護予防サービス費給付

1. 高額医療合算介護予防サービス費給付

要支援被保険者が受けた介護保険サービス及び医療に要した費用の合計額が著しく高額であるときは、請求により審査をおこなったうえで、高額医療合算介護予防サービス費を支給した。

(1) 支給件数及び給付額

サービス種別	支給件数	給付額
高額医療合算介護予防サービス費	10件	34,816円